

# 石川県公報

令和3年7月5日(月曜日)

号 外

(第43号)

## 目 次

条 例		
○石川県手数料条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (財政課)	1	○石川県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例 (長寿社会課) 14
○石川県税条例等の一部を改正する条例 (税務課)	8	○石川県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (同) 15
○半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例 (同)	9	○指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例 (障害保健福祉課) 16
○過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例 (同)	10	○石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例 (港湾課) 22
○保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (厚生政策課)	13	

## 条 例

石川県手数料条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月五日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第二十四号

石川県手数料条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

石川県手数料条例等の一部を改正する条例(令和三年石川県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条中石川県手数料条例(平成十二年石川県条例第七号)別表六十二の項の改正規定を次のように改める。

別表六十二の項中81を93とし、80を92とし、同項79中「第二十三条の二十第二項」を「第二十三条の二十四第四項」に改め、同項中79を91とし、78を90とし、同項77中「第四十条の二第五項」を「第四十条の二第七項」に改め、同項中77を89とし、同項76中「第四十条の二第三項」を「第四十条の二第四項」に改め、同項中76を88とし、73から75までを85から87までとし、同項72中「第二十三条の二第二項」を「第二十三条の二第四項」に改め、同項中72を84とし、同項71中「第二十三条の二第二項」を「第二十三条の二第四項」に改め、同項中71を83とし、同項70中「第二十三条の二第二項」を「第二十三条の二第四項」に改め、同項中70を82とし、同項69中「第二十三条の二第二項」を「第二十三条の二第四項」に改め、同項中69を81とし、65から68までを77から

80までとし、同項64イ中「第二十六条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」に、「十万四千三百円」を「十三万八千六百円」に、「二千元」を「二千五百円」に改め、同項64ロ中「第二十六条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」に、「七万二千八百円」を「十万五千元」に、「千円」を「千五百円」に改め、同項64ハ中「第二十六条第二項第三号」を「第二十五条第二項第三号」に、「三万九千二百円」を「四万九千七百円」に、「二百九十円」を「五百円」に改め、同項64ニ中「三万九千二百円」を「四万九千七百円」に、「二百九十円」を「五百円」に改め、同項64中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 法第十三条の二の二第一項に規定するものに係る調査 四万九千七百円と五百円に申請する品目の数を乗じて得た金額との合計額

別表六十二の項中64を76とし、同項63イ中「第二十六条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」に、「四万八千八百円」を「七万四千四百円」に改め、同項63ロ中「第二十六条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」に、「二万八千七百円」を「四万七千四百円」に改め、同項63ハ中「第二十六条第二項第三号」を「第二十五条第二項第三号」に、「一万三千三百円」を「一万二千六百円」に改め、同項63ニ中「一万三千三百円」を「一万二千六百円」に改め、同項63中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 法第十三条の二の二第一項に規定するものに係る調査 一万二千六百円

別表六十二の項中63を75とし、同項62イ中「第二十六条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に、「十万四千三百円」を「十三万八千六百円」に、「二千元」を「二千五百円」に改め、同項62ロ中「第二十六条第一項第四号」を「第二十五条第一項第四号」に、「七万二千八百円」を「十万五千元」に、「千円」を「千五百円」に改め、同項62ハ中「第二十六条第一項第五号」を「第二十五条第一項第五号」に、「三万九千二百円」を「四万九千七百円」に、「二百九十円」を「五百円」に改め、同項62ニ中「三万九千二百円」を「四万九千七百円」に、「二百九十円」を「五百円」に改め、同項62中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 法第十三条の二の二第一項に規定するものに係る調査 四万九千七百円と五百円に申請する品目の数を乗じて得た金額との合計額

別表六十二の項中62を74とし、同項61イ中「第二十六条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に、「四万八千八百円」を「七万四千四百円」に改め、同項61ロ中「第二十六条第一項第四号」を「第二十五条第一項第四号」に、「二万八千七百円」を「四万七千四百円」に改め、同項61ハ中「第二十六条第一項第五号」を「第二十五条第一項第五号」に、「一万三千三百円」を「一万二千六百円」に改め、同項61ニ中「一万三千三百円」を「一万二千六百円」に改め、同項61中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 法第十三条の二の二第一項に規定するものに係る調査 一万二千六百円

別表六十二の項中61を73とし、その前に次のように加える。

<p>71 令第八十条第二項の規定に基づく法第十四条の二第二項に規定する医薬品の適合性調査(以下この項において「区分適合性調査」という。)の申請に対する審査</p>	<p>医薬品適合性調査申請手数料(区分適合性調査)</p>	<p>イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令(令和三年厚生労働省令第十七号。以下この項において「区分省令」という。)第二条第三号に規定する製造工程の区分に係る調査 十三万八千六百円と九千四百円に申請する品目に係る製造販売業者の数(以下この項において「製造販売業者数」という。)を乗じて得た額と二千五百円に申請する品目の数を乗じて得た額との合計額</p> <p>ロ 区分省令第二条第四号に規定する製造工程の区分に係る調査 十万五千円と九千四百円に製造販売業者数を乗じて得た額と千五百円に申請する品目の数を乗じて得た額との合計額</p> <p>ハ 区分省令第二条第五号に規定する製造工程の区分に係る調査 四万九千七百円と九千四百円に製造販売業者数を乗じて得た額と五百円に申請する品目の数を乗じて得た額との合計額</p> <p>ニ 区分省令第二条第六号に規定する製造工程の区分に係る調査 四万九千七百円と九千四百円に製造販売業者数を乗じて得た額と五百円に申請する品目の数を乗じて得た額との合計額</p>	
<p>72 令第八十条第二項の規定に基づく法第十四条の二第二項に規定する医薬部外品の区分適合性調査の申請に対する審査</p>	<p>医薬部外品適合性調査申請手数料(区分適合性調査)</p>	<p>イ 区分省令第二条第三号に規定する製造工程の区分に係る調査 十三万八千六百円と九千四百円に製造販売業者数を乗じて得た額と二千五百円に申請する品目の数を乗じて得た額との合計額</p> <p>ロ 区分省令第二条第四号に規定する製造工程の区分に係る調査 十万五千円と九千四百円に製造販売業者数を乗じて得た額と千五百円に申請する品目の数を乗じて得た額との合計額</p> <p>ハ 区分省令第二条第五号に規定する製造工程の区分に係る調査 四万九千七百円と九千四百円に製造販売業者数を乗じて得た額と五百円に申請する品目の数を乗じて得た額との合計額</p>	

	ニ 区分省令第二条第六号に規定する製造 工程の区分に係る調査 四万九千七 百円と九千四百円に製造販売業者 数を乗じて得た額と五百円に申 請する品目の数を乗じて得た額 との合計額
--	---

別表六十二の項60中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同項中60を70とし、同項59中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同項中59を69とし、同項58中「定期調査に」を「定期調査及び法第十四条第九項に規定する調査に」に、「(定期調査)」を「(定期調査及び法第十四条第九項の調査)」に改め、同項58イ中「第二十六条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」に、「十万四千三百円」を「十三万八千六百円」に、「二千円」を「二千五百円」に改め、同項58ロ中「第二十六条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」に、「七万二千八百円」を「十万五千元」に、「千円」を「千五百円」に改め、同項58ハ中「第二十六条第二項第三号」を「第二十五条第二項第三号」に、「三万九千二百円」を「四万九千七百円」に、「二百九十円」を「五百円」に改め、同項58ニ中「三万九千二百円」を「四万九千七百円」に、「二百九十円」を「五百円」に改め、同項58中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

- ニ 法第十三条の二の二第一項に規定するものに係る調査 四万九千七  
 百円と五百円に  
 申請する品目の数を乗じて得た金額との合計額

別表六十二の項中58を68とし、同項57中「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「承認申請時調査に」を「承認申請時調査及び変更計画確認時調査に」に、「(承認申請時調査)」を「(承認申請時調査及び変更計画確認時調査)」に改め、同項57イ中「第二十六条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」に、「四万八千八百円」を「七万四千四百円」に改め、同項57ロ中「第二十六条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」に、「二万八千七百円」を「四万七千四百円」に改め、同項57ハ中「第二十六条第二項第三号」を「第二十五条第二項第三号」に、「一万三千三百円」を「一万二千六百円」に改め、同項57ニ中「一万三千三百円」を「一万二千六百円」に改め、同項57中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

- ニ 法第十三条の二の二第一項に規定するものに係る調査 一万二千六百円

別表六十二の項中57を67とし、同項56中「に限る」を「及び法第十四条第九項に規定する調査に限る」に、「(定期調査)」を「(定期調査及び法第十四条第九項の調査)」に改め、同項56イ中「第二十六条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に、「十万四千三百円」を「十三万八千六百円」に、「二千円」を「二千五百円」に改め、同項56ロ中「第二十六条第一項第四号」を「第二十五条第一項第四号」に、「七万二千八百円」を「十万五千元」に、「千円」を「千五百円」に改め、同項56ハ中「第二十六条第一項第五号」を「第二十五条第一項第五号」に、「三万九千二百円」を「四万九千七百円」に、「二百九十円」を「五百円」に改め、同項56ニ中「三万九千二百円」を「四万九千七百円」に、「二百九十円」を「五百円」に改め、同項56中ニをホと

し、ハの次に次のように加える。

ニ 法第十三条の二の二第一項に規定するものに係る調査 四万九千七百円と五百円に申請する品目の数を乗じて得た金額との合計額

別表六十二の項中56を66とし、同項55中「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「に限る」を「及び法第十四条の七の二第三項に規定する変更計画の確認時に行う調査(以下この項において「変更計画確認時調査」という。)に限る」に、「(承認申請時調査)」を「(承認申請時調査及び変更計画確認時調査)」に改め、同項55イ中「第二十六条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に、「四万八千八百円」を「七万四千四百円」に改め、同項55ロ中「第二十六条第一項第四号」を「第二十五条第一項第四号」に、「二万八千七百円」を「四万七千四百円」に改め、同項55ハ中「第二十六条第一項第五号」を「第二十五条第一項第五号」に、「一万三千三百円」を「二万二千六百円」に改め、同項55ニ中「一万三千三百円」を「二万二千六百円」に改め、同項55中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 法第十三条の二の二第一項に規定するものに係る調査 二万二千六百円

別表六十二の項中55を65とし、54を64とし、53を63とし、その前に次のように加える。

61 令第八十条第二項の規定に基づく法第十三条の二の二第一項に規定する登録医薬品等製造業の登録の申請に対する審査	登録医薬品等製造業登録申請手数料	イ 医薬品の製造所に係るもの 一万八千七百円 ロ 医薬部外品の製造所に係るもの 一万八千七百円 ハ 化粧品の製造所に係るもの 一万八千七百円	
62 令第八十条第二項の規定に基づく法第十三条の二の二第四項に規定する登録医薬品等製造業の登録の更新の申請に対する審査	登録医薬品等製造業登録更新申請手数料	イ 医薬品の製造所に係るもの 一万九千二百円 ロ 医薬部外品の製造所に係るもの 一万九千二百円 ハ 化粧品の製造所に係るもの 一万九千二百円	

別表六十二の項52中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改め、同項52イ中「第二十六条第三項第一号」を「第二十五条第三項第一号」に改め、同項52ロ中「第二十六条第三項第二号」を「第二十五条第三項第二号」に改め、同項中52を60とし、同項51中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改め、同項51イ中「第二十六条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」に改め、同項51ロ中「第二十六条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」に改め、同項51ハ中「第二十六条第二項第三号」を「第二十五条第二項第三号」に改め、同項中51を59とし、同

項50中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改め、同項50イ中「第二十六条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に改め、同項50ロ中「第二十六条第一項第四号」を「第二十五条第一項第四号」に改め、同項50ハ中「第二十六条第一項第五号」を「第二十五条第一項第五号」に改め、同項中50を58とし、同項49中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同項49イ中「第二十六条第三項第一号」を「第二十五条第三項第一号」に改め、同項49ロ中「第二十六条第三項第二号」を「第二十五条第三項第二号」に改め、同項中49を57とし、同項48中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同項48イ中「第二十六条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」に改め、同項48ロ中「第二十六条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」に改め、同項48ハ中「第二十六条第二項第三号」を「第二十五条第二項第三号」に改め、同項中48を56とし、同項47中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同項47イ中「第二十六条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に改め、同項47ロ中「第二十六条第一項第四号」を「第二十五条第一項第四号」に改め、同項47ハ中「第二十六条第一項第五号」を「第二十五条第一項第五号」に改め、同項中47を55とし、同項46イ中「第二十六条第三項第一号」を「第二十五条第三項第一号」に改め、同項46ロ中「第二十六条第三項第二号」を「第二十五条第三項第二号」に改め、同項中46を54とし、同項45イ中「第二十六条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」に改め、同項45ロ中「第二十六条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」に改め、同項45ハ中「第二十六条第二項第三号」を「第二十五条第二項第三号」に改め、同項中45を53とし、同項44イ中「第二十六条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に改め、同項44ロ中「第二十六条第一項第四号」を「第二十五条第一項第四号」に改め、同項44ハ中「第二十六条第一項第五号」を「第二十五条第一項第五号」に改め、同項中44を52とし、同項43中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同項中43を51とし、同項42中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同項中42を50とし、同項41中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同項中41を49とし、同項40中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同項中40を48とし、同項39中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同項中39を47とし、34から38までを42から46までとし、同項33中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同項中33を41とし、32を40とし、同項31中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同項中31を39とし、30を38とし、同項29中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同項中29を37とし、21から28までを29から36までとし、20を28とし、その前に次のように加える。

<p>24 令第十六条の四第一項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品等の保管のみを行う製造業（以下この項に</p>	<p>登録医薬品等製造業登録証の書換え交付手数料</p>	<p>二千円</p>
--	------------------------------	------------

<p>において「登録医薬品等製造業」という。)の登録証の書換え交付</p>			
<p>25 令第十六条の五第一項に規定する登録医薬品等製造業の登録証の再交付</p>	<p>登録医薬品等製造業登録証の再交付手数料</p>	<p>二千九百円</p>	
<p>26 令第二十六条の四第一項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分ごとの基準確認証(以下この項において「基準確認証」という。)の書換え交付</p>	<p>基準確認証の書換え交付手数料</p>	<p>二千円</p>	
<p>27 令第二十六条の五第一項に規定する基準確認証の再交付</p>	<p>基準確認証の再交付手数料</p>	<p>二千九百円</p>	

別表六十二の項中19を23とし、18を22とし、17を21とし、16を20とし、その前に次のように加える。

<p>18 令第二条の八第一項に規定する地域連携薬局等の認定証の書換え交付</p>	<p>地域連携薬局等認定証の書換え交付手数料</p>	<p>二千円</p>	
<p>19 令第二条の九第一項に規定する地域連携薬局等の認定証の再交付</p>	<p>地域連携薬局等認定証の再交付手数料</p>	<p>二千九百円</p>	

別表六十二の項15中「第一条の六第一項」を「第二条の四第一項」に改め、同項中15を17とし、同項14中「第一条の五第一項」を「第二条の三第二項」に改め、同項中14を16とし、同項13中「第四十条の五第四項」を「第四十条の五第六項」に改め、同項中13を15とし、12を14とし、同項11

中「第三十九条第四項」を「第三十九条第六項」に改め、同項中11を13とし、3から10までを5から12までとし、2の次に次のように加える。

3 法第六条の二第一項に規定する地域連携薬局の認定及びその更新の申請に対する審査	地域連携 薬局認定 申請手数 料	一万千円	
4 法第六条の三第一項に規定する専門医療機関連携薬局の認定及びその更新の申請に対する審査	専門医療 機関連携 薬局認定 申請手数 料	一万千円	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十五号

石川県税条例等の一部を改正する条例

(石川県税条例の一部改正)

第一条 石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四十九条の六第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第一号中「本条」を「この条」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改める。

第四十九条の七中「あわせて」を「併せて」に改める。

第五十四条の十九第二項中「の金額」の下に「又は同項に規定する特定費用の金額(当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第二項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)」を加える。

第百三十一条の二十三を次のように改める。

第百三十一条の二十三 削除



第二条 石川県税条例の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項第三号中「及び同号」を「、同号」に改め、「発電事業等」という。)の下に「及び同号に規定する特定卸供給事業(以下この節において「特定卸供給事業」という。)」を加える。

第五十八条第二項及び第三項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

(石川県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 石川県税条例の一部を改正する条例(令和二年石川県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち、石川県税条例第五十二条第七項の改正規定中「第五十三条第六十四項」を「第五十三条第七十二項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中石川県税条例第五十四条の十九第二項及び第五百三十一条の二十二の改正規定並びに次項の規定 令和四年一月一日

二 第二条及び附則第三項の規定 令和四年四月一日

(特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の石川県税条例第五十四条の十九第二項の規定は、令和四年一月一日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第七条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十七条の十一の四第二項に規定する対象譲渡等について適用し、同日前行われた所得税法等改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十一の四第二項に規定する対象譲渡等については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

3 第二条の規定による改正後の石川県税条例の規定は、令和四年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月五日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 石川県条例第二十六号

半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第一条 半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例(昭和六十一年石川県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「表の第一号」を「表の第二号」に、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

(原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第二条 原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例(平成十五年石川県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

(地域経済牽引事業の促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第三条 地域経済牽引事業の促進のための県税の課税の特例に関する条例(平成二十年石川県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条」を「第二十五条」に、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

第二条中「起算して五年以内」を「令和五年三月三十一日まで」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例及び第二条の規定による改正後の原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例の規定は、令和三年四月一日から適用する。
- 第三条の規定による改正後の地域経済牽引事業の促進のための県税の課税の特例に関する条例第一条の規定は、令和二年十月一日以後に設置される施設について適用し、同日前に設置された施設については、なお従前の例による。

過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例をここに公布する。

令和三年七月五日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 石川県条例第二十七号

## 過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例

## (趣旨)

第一条 この条例は、地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)第六条第一項の規定により、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する過疎地域の区域(以下「過疎地域の区域」という。)又は法附則第五条に規定する特定市町村の区域(法附則第七条第一項又は第八条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下同じ。)のうち法第八条第一項に規定する市町村計画(以下「市町村計画」という。)に記載された同条第四項第一号に規定する産業振興促進区域(以下「産業振興促進区域」という。)内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等(租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第六条の三第十四項に規定する情報サービス業等をいう。以下同じ)、農林水産物等販売業(法第二十三条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ)若しくは旅館業の用に供する設備の取得等(同条に規定する取得等(租税特別措置法施行令第二十八条の九第十項に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。))が五千万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。)をいう。以下同じ。)をした者について、その事業に対して課する事業税若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税又は産業振興促進区域内において畜産業若しくは水産業を行う個人について、その事業に対して課する事業税の課税の特例について定めるものとする。

## (課税免除の範囲)

第二条 知事は、法第二条第二項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和六年三月三十一日までの間に、過疎地域の区域又は特定市町村の区域のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、当該市町村計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は規則で定める旅館業の用に供する設備(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第三項の表の第一号又は第四十五条第二項の表の第一号の規定の適用を受ける設備であつて、取得価額の合計額が五百万円(製造業又は旅館業にあつては、資本金の額等が五千万円超一億円以下である法人にあつては千万円、資本金の額等が一億円超である法人にあつては二千万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)に限る。)の取得等をした者(以下「特別償却設備設置者」という。)に対し、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める税額を免除する。

- 一 事業税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度開始の日から三年又は三年以内に終了する事業年度について、当該各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該特別償

却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税額

一 不動産取得税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である建物及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該建物の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税額

2 知事は、産業振興促進区域内において、畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の三分の一を超え、かつ、二分の一以下であるものについて、公示日の属する年以後において最初に事業税を課すべきこととなる年から五年について、当該各年のその者の所得金額に対して課する事業税額を免除する。

(課税免除の適用除外)

第三条 前条第一項の規定は、特別償却設備設置者が、当該特別償却設備に係る事業所について、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)、騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百二十八号)、ふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成十六年石川県条例第十六号)その他規則で定める公害の防止に関する法令の規定による命令に違反し、又は罰則の適用を受けた場合には、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める税額については、適用しない。

一 事業税 当該命令に違反し、又は罰則の適用を受けた日の属する年又は事業年度開始の日から三年又は三年以内に終了する事業年度について、当該各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額に対して課する事業税額

二 不動産取得税 当該命令に違反し、又は罰則の適用を受けた日から三年以内の不動産の取得に対して課する不動産取得税額

(課税免除の申請)

第四条 第二条の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に課税免除の申請をしなければならない。

(課税免除の取消し)

第五条 知事は、偽りの申請その他不正の行為により第二条の規定によつて課税の免除を受けた者がある場合においては、直ちにその者に係る課税の免除を取り消すものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和三年四月一日から適用する。

(過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例の廃止)

2 過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例(平成十二年石川県条例第三十六号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 旧条例の規定は、旧条例第一条に規定する過疎地域内において、製造の事業、農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備を令和三年三月三十一日以前に新設し、若しくは増設した者又は畜産業若しくは水産業を行う個人であつてこれらの事業に係る事業税について同日以前に旧条例第二条第二項の規定により課税の免除を受けたものについては、なおその効力を有する。

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月五日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 石川県条例第二十八号

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の二条を加える。

(就業環境の整備)

第七条の二 救護施設等は、入所者等に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第七条の三 救護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、入所者等に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第八条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十六条第二項中「感染症」の下に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和三年八月一日から施行する。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新保護施設等基準条例」という。)第七条の三の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新保護施設等基準条例第十六条第二項(新保護施設等基準条例第二十四条、第三十条、第三十一条及び第三十六条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

石川県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月五日

石川県知事 谷 本 正 憲

**石川県条例第二十九号**

石川県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

石川県介護福祉士等修学資金貸与条例(平成五年石川県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第七条第一項の規定は、令和三年四月一日から適用する。

石川県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月五日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 石川県条例第三十号

### 石川県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

石川県介護保険財政安定化基金条例（平成十二年石川県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二項に見出しとして「(処分の特例)」を付する。

附則に次の四項を加える。

(令和三年度から令和五年度までの貸付金の償還方法の特例)

3 政令附則第二条の二第一項の規定により貸付金の償還期限が令和十一年度の末日に延長された市町においては、第八条第一項の規定にかかわらず、令和三年度から令和五年度までの計画期間における借入総額を六で除して得た額を令和六年度から令和十一年度までの各年度において償還するものとする。

4 政令附則第二条の二第二項の規定により貸付金の償還期限が令和十四年度の末日に延長された市町においては、第八条第一項の規定にかかわらず、令和三年度から令和五年度までの計画期間における借入総額を九で除して得た額を令和六年度から令和十四年度までの各年度において償還するものとする。

(令和六年度から令和八年度までの貸付金の償還方法の特例)

5 政令附則第二条の三第一項の規定により貸付金の償還期限が令和十四年度の末日に延長された市町においては、第八条第一項の規定にかかわらず、令和六年度から令和八年度までの計画期間における借入総額を六で除して得た額を令和九年度から令和十四年度までの各年度において償還するものとする。

6 政令附則第二条の三第二項の規定により貸付金の償還期限が令和十七年度の末日に延長された市町においては、第八条第一項の規定にかかわらず、令和六年度から令和八年度までの計画期間における借入総額を九で除して得た額を令和九年度から令和十七年度までの各年度において償還するものとする。

附 則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月五日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 石川県条例第三十一号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十三条」を「第九十三条・第九十四条」に改める。

第九十二条第五項中「過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)」に改める。

第九十三条を第九十四条とし、第八章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第九十三条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十四条第一項(第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。)、第十八条(第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、



磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。) によることができる。

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第二条 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九条」を「第五十九条・第六十条」に改める。

第五十九条を第六十条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第五十九条 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十一条(第五十八条において準用する場合を含む)、第十五条第一項(第五十八条において準用する場合を含む)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方法その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第三条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二百十一条」を「第二百十一条・第二百十二条」に改める。

第二百六条中「過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)」に改める。

第二百十一条を第二百十二条とし、第十八章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第二百十一条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の

有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十一条第一項(第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第九十五条、第九十五条の五、第二百二十三条、第四百九十九条、第四百九十九条の四、第五百九十九条、第五百九十九条の四、第七百七十二条、第八百八十五条、第九百九十条、第九百九十四条、第九百九十四条の十二、第九百九十四条の二十並びに第二百十条第一項において準用する場合を含む。)、第十五条(第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第七十八条、第九十五条、第九十五条の五、第一百十条、第一百十条の四、第二百二十三条、第四百九十九条、第四百九十九条の四、第五百九十九条、第五百九十九条の四、第七百七十二条、第八百八十五条、第九百九十条、第九百九十四条、第九百九十四条の十二、第九百九十四条の二十、第二百一条、第二百一条の十一、第二百一条の二十二並びに第二百十条第一項において準用する場合を含む。)、第五十四条第一項、第四百四条第一項(第一百十条の四において準用する場合を含む。)、第九百九十八条の三第一項(第二百一条の十一及び第二百一条の二十二において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

(指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第四条 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十条」を「第六十条・第六十一条」に改める。

第六十条を第六十一条とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第六十条 指定障害者支援施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、模本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十条第一項、第十四条及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作

られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十一条」を「第九十一条・第九十二条」に改める。

第三十七条中「過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)」に改める。

第九十一条を第九十二条とし、第十章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第九十一条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

(地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第六条 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二条を第二十三条とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第二十二條 センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

（福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第七條 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十條を第二十一條とし、第十九條の次に次の一條を加える。

（電磁的記録等）

第二十條 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

（障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第八條 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条」を「第四十五条・第四十六条」に改める。

第四十五条を第四十六条とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第四十五条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第九条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百十三條」を「第百十三條・第百十四條」に改める。

第八十二条第三項ただし書中「児童四十人以下を通わせる場合は栄養士を、調理業務の全部を委託する場合は調理員」を「第一項各号に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員」に改める。

第百十三条を第百十四条とし、第十五章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録)

第百十三条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第十条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(令和三年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

附則第九項中「基準該当放課後等デイサービス支援」を「基準該当放課後等デイサービス」に改める。

附 則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。ただし、第一条中指定障害見通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第九十二条第五項の改正規定、第三条中指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第二百六条の改正規定及び第五条中障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第三十七条の改正規定並びに第十条の規定は、公布の日から施行する。

石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三十二号

石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

石川県港湾施設管理条例(昭和三十年石川県条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一上屋(くん蒸上屋及び東部上屋を除く。)の部中

戸水 御供田一号 御供田二号	一六円一銭 四三円二〇銭 三六円八八銭	を	御供田一号 御供田二号	四三円二〇銭 三六円八八銭	に改め、
戸水 御供田一号 御供田二号	二三円四九銭(加算) 六四円七九銭(加算) 五五円三三銭(加算)		御供田一号 御供田二号	六四円七九銭(加算) 五五円三三銭(加算)	
戸水 御供田一号 御供田二号	九八二円 二、五九二円 二、二二三円		御供田一号 御供田二号	二、五九二円 二、二二三円	

同表荷役機械の部タイヤマウント式クレーンの項を削り、同部に次のように加える。

クローラク レーン	年を単位に使用する場合	一年	八、五七〇、〇〇〇円
--------------	-------------	----	------------

附 則

この条例は、令和三年十月一日から施行する。ただし、別表第一上屋（くん蒸上屋及び東部上屋を除く。）の部の改正規定及び回表荷役機械の部タイヤマウント式クレーンの項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

